

中小企業庁総務課の一時支援金担当の課長補佐に、
笠井亮衆議院議員事務所が確認した内容です。

2021年4月20日

○緊急事態宣言を理由に工事（例えば個人宅のリフォーム工事）が中止になった場合、「外出自粛等の影響」と理解できることから、売上が50%以上減少するなど要件に該当していれば対象になり得ます。

○その場合の保存書類（申請時の提出は不要だが、7年間保存が必要）は、2019年、2020年の対象月に、宣言地域内の顧客との間で「反復継続した取引（※）」があったことを示す帳簿書類です。

※「反復継続」とは複数（2件以上）の工事实績を指し、例えば、顧客の氏名・住所・工事期間を記載した、申請者自らが作成した書類で結構です。

○宣言地域内の建設業者が、宣言地域内の顧客の工事が中止になった場合も対象となり得ます（例えば、東京の建設業者で、東京の顧客工事が中止になった場合）。

○また、宣言地域外の建設業者が、宣言地域内の顧客の工事が中止になった場合も対象となり得ます（例えば、群馬の建設業者で、東京の顧客の工事が中止になった場合）。これについては、2021年4月21日の衆議院経済産業委員会で梶山経産相が笠井議員に答弁しました。

以上

2. 保存書類② 外出自粛等の影響関係

※宣言地域等の考え方、保存書類の取扱いについては8ページ参照

申請者所在地	事業	保存書類
A) 宣言地域内	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行うB to C事業者	<ul style="list-style-type: none"> 個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「帳簿書類、通帳」及び「商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書・登記簿」※¹等の左記地域内で左記事業を営んでいることが分かる書類 ※¹ 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
B) 宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う旅行関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> (A)に求める保存書類 所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅行者の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等※²であると分かるRESAS等の統計データ ※² 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可
C) 全国	宣言地域の個人顧客との継続した取引のある事業者全般	<ul style="list-style-type: none"> 個人顧客との継続した取引を示す「帳簿書類、通帳」 宣言地域の個人顧客と反復継続して取引していることが分かる、顧客データ・顧客台帳又は、自ら実施した顧客調査の結果（＝対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。）
D) 全国	直接、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> 販売・提供先が(A)～(C)であることを示す書類 上記販売・提供先と反復継続した取引を示す「帳簿書類、通帳」。
E) 全国	販売・提供先を経由して、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類、通帳」。 加えて、自らの販売・提供先が、(A)～(C)との反復継続した取引を示す書類又は統計データ。

※³ 申請者所在地・事業の条件が合致する限りは、(A)～(C)から任意の保存書類を選択することが可能であり、例えば、申請者所在地・事業が(A)又は(B)に該当しているが指定の保存書類の準備が難しい場合に、(C)に基づいて保存書類を準備することもできる。

協力金の支給対象となる時短営業等の要請を受けていない飲食店については、(A)～(C)でそれぞれ求められる保存資料に加えて、**営業許可証及び営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類**の保存が必要です。

上記の証拠書類等を保存していたとしても、宣言地域の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、給付要件に該当しない場合は給付対象外です。

例えば「東京の建設業者で
東京の個人宅リフォーム工事が中止に
なった場合はこれに該当する。」

例えば「群馬の建設業者で
東京の個人宅リフォーム工事が中止に
なった場合はこれに該当する。」

中小企業庁 総務課の一時支援金担当の
課長補佐に笠井亮衆議院議員事務所から
確認 (2021年4月20日)

とめを踏まえて、蔓延防止等重点措置の地域における飲食店時短営業の影響により売上げが半減した中堅・中小事業者に対して政府として支援を行うこととしたところであります。

具体的には今後制度設計を進めていく、一時支援金とはまた別の形になるかと思いますが、一時支援金も設計を進めてまいりますけれども、蔓延防止等重点措置が講じられている地域における飲食店の時短営業の影響を受けたことにより二〇一九年又は二〇二〇年の同月と比較して売上げが五〇%以上減少した中堅・中小企業者に対して、一月当たりの法人二十万、個人事業者十万円を上限に売上げ減少相当額を用途に制限なく支給することを想定しております。

ただ一方で、今後の対策の中でどういう制限を加えるかというのはその都道府県ごとにまた考えが変わってくると思いますので、それらに対応したような措置も考えていかなければならない、しかも、分かりやすく対応しなければならぬと考えております。

○笠井委員　まさに、本当に新たな段階にふさわしい対応が必要だと思っております。

私も、一昨日、東京・三鷹の商工会、それから三鷹の民主商工会とそれぞれ懇談してまいりました。

私の地元なんですけれども、その三鷹市でも、コロナ感染拡大が始まってから廃業が一・五倍、そして、町の電器屋さんもかつての五十六軒あったところが十一軒に減って、この長いコロナを含めてのもうちょっと長い期間ですが、苦勞して受

け取った持続化給付金もあつという間に消えた、このままではもうやっていけない、そういう中で、消費税減税も是非という声も強く聞きました。悲痛な声を直接聞いてまいりました。

第四波ともいべき新たな段階に入ってきた中で、ワクチン接種はいつまでに行き渡るのかというような本場に明確なメッセージが必要だということをやつつ、大規模なPCR検査と医療支援、そして、自粛、時短、休業要請と一体の十分な補償をするという、まさに政治の側からの、政府の側からの強力なメッセージがどうしても必要だということを感じました。

そこで、大臣、やはり感染拡大を食い止める構えとして、今のような対策の延長で有効なのかどうか、政治が問われていると思うんですね。都道府県ごとにお話もありません。先ほどは地方創生臨時交付金という話があるということもおっしゃっていただんですが、この交付金だって、全国知事会で言うに足りない六千億円の増額を求めているわけです。

新たな支援金の制度の設計、これからということとで、四月一日の本部でやっていたことということで、今設計中ということなんですけれども、今やっている一時支援金だって、これ、分かりやすくというお話でありましたが、複雑で分かりにくいという声があります。

私の事務所に、例えば、緊急事態宣言、十一都府県地域内の個人宅のリフォーム工事が中止になったために昨年よりも売上げが半減したという宣言地域外の事業者からの相談が寄せられておりま

す。事前に書面での契約を交わしていないことが多くて、一時支援金の対象にならないんじゃないかという戸惑いがあります。

しかし、宣言地域内の昨年の工事件数と比較で影響を証明することは可能なはずで、こうした建設業者というのは、じゃ、一時支援金の給付対象になるのか。この点はどういうふうになるんでしょうか。

○梶山国務大臣　要件に該当すれば、対象業種は限定はないということがまず第一点であります。

御指摘の宣言地域外の建設業者も、緊急事態宣言に伴って外出自粛の影響を受け売上げが大幅に減少するなど、要件に該当する方であれば、対象となり得ると考えております。

緊急事態宣言の再発令とは関係なく売上げが減少している事業者は対象外ということでありませんが、外出自粛等によって工事ができなくなつた、そのことによつて売上げが減少している、そういう比較の対象もはっきりしていて、そして書類が整っていれば、要件の対象者になると考えております。

○笠井委員　この間、この一時支援金をめぐっても、政府の側とか経産省の答弁というのは、二週間以内で、九七%支給しているというふうには言われるんですけども、一方で、申請から一か月たつても審査中のみで給付されない方がいらつしやるということでありまして、ここはきちつと対応すべきだというのが一点と、今、実際に、じゃ、対象にならないんじゃないかと思つていらつしやる事業者も結構いらつしやるというふう